

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2022年 第6回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年6月24日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時19分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：19人 )			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	14	大塚 房男
		5	萩原 勝	15	飯島 優子
		6	池上 茂	16	高橋 公彦
		7	川鍋 浩之	17	伊藤 弘子
		8	岡本 勉	18	栗原 健次
		9	横井 貞夫		
		10	福山 裕司		
	( 欠席人数：なし )				
	事務局	( 出席人数：5人 )			
		農業委員会事務局長 寺林 敬峰		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主任 森田 喜夫			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第4条(知事)：公開		
		日程2	農地法第5条(知事)：公開		
		日程3	租税特別措置法適格者証明：公開		
		日程4	春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開		
		日程5	春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について：公開		

	<p>日程 6 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について：公開</p> <p>日程 7 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について：公開</p> <p>日程 8 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）：公開</p> <p>日程 9 農地法第 4 条（届出）：公開</p> <p>日程 10 農地法第 5 条（届出）：公開</p> <p>日程 11 違反転用事案報告について：公開</p>	
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：</p>	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	8	岡本 勉
	9	横井 貞夫
	10	福山 裕司

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>ただ今から2022年第6回総会を開会いたします。</p> <p>今回は在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日9時5分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）（利用権）</li> <li>(2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について</li> <li>(3) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</li> <li>(4) 令和4年度最適化活動の目標の設定等について</li> <li>(5) 公務災害補償制度の加入について</li> <li>(6) 農委だより第35号の発行について</li> </ol> <p>以上、6項目について協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第4条（知事）、1議案2件</p> <p>日程2、議案第2号、農地法第5条（知事）、1議案8件</p> <p>日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案4件</p> <p>日程4、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、 1議案1件</p> <p>日程5、議案第5号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、1議案1件</p> <p>日程6、議案第6号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、1議案1件</p> <p>日程7、議案第7号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について 1議案1件、</p> <p>となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号8番岡本勉委員、9番横井貞夫委員、10番福山裕司委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発</p>

言をお願いします。

議長

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。

議長

それでは、議事にはいります。

日程1、議案第1号、農地法第4条（知事）を議題といたします。申請番号3番、4番について、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第4条（知事）について、許可申請が2件ありましたので、審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。

申請番号3番、詳細は議案書のとおり。申請理由は山林の追認です。昭和45年以前から利用している山林の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。申請人によれば、当該農地は昭和45年以前から竹等が繁茂する雑木林だった、とのこと。2019年5月に申請人が譲受人となった農地法第3条許可申請を行った際には「是正の意思を示した」として継続審議となっております。次に2019年第6回総会では「竹は農業用資材として利用するために栽培し、肥培管理を行った」と申出があったことから、現地を確認し、許可となった経緯がございます。次に追認の際に必要な証明でございますが、撮影状況等の証明ができない航空写真の添付しかありません。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については工事不要のため、ありません。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号4番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅の新築です。平成30年に相続した農地に結婚後の新居を建築するため、申請に至ったものです。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流します。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委

員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3番について事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 担当推進委員に代わりまして、申請番号3番について報告いたします。小川推進委員より、令和4年6月14日に、小川代理、川鍋農業委員、石川推進委員の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地については、一部分、竹を伐採した跡は見られたものの、全体としては篠竹等が繁茂している状況であったこと、また保有農地については問題なく耕作等管理されていた、との報告がありました。

議長 次に、申請番号4番について議席番号18番、栗原健次委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号4番について報告いたします。令和4年6月9日に、萩原農業委員、岡田推進委員、中田推進委員と私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番、萩原勝委員より申請番号3番、4番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号5番 萩原勝でございます。申請番号3番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は篠竹等が繁茂している状況であったこと、保有農地については問題なく耕作等管理されていた、との報告がありました。次に、事前審査の現地調査を行ったところ、申請地は担当地区推進委員の報告のとおり篠竹等が繁茂し、農地として確認できない状況でした。また、事務局からの説明にもありまして、追認の際に確認する必要な証明が不足していることも判明しました。以上のことから、埼玉県審査に当たっては、昭和45年当時の状況が証明できる写真を添付させるなど、追

認にあたっての根拠を明らかにすることを条件とし、事前審査委員5人の合議により、この条件を付して許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号4番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。おはかりします。申請番号3番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、申請番号3番と申請番号4番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号3番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし事前審査の報告のとおり意見書に条件を付することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第4条(知事)申請番号3番を事前審査の報告のとおり許可相当とし、ただし意見書に条件を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号4番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第4条(知事)申請番号4番を事前審査の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長	<p>次に日程2、議案第2号、農地法第5条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号35番から42番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条（知事）について許可申請が8件ありましたので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。</p> <p>申請番号35番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請人は学校法人であり、転用計画はグラウンドの拡張です。今まで使用しているグラウンドは主にキッズサッカーに使用しているため、サッカーをしない子どもたちの遊び場として拡張したグラウンドを使用するとのことです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和4年3月14日既存施設の拡張として公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号36番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請人は建設業を営んでおり、転用計画は資材置場の新設です。現在は吉川市に資材置場を賃借し、使用してきましたが、手狭なこと、また本社から遠隔地のため不便なことから今回の申請に至った、とのことです。現在使用している吉川市の資材置場は引き続き使用するとのことですが、申請法人代表の妻が所有する土地のため、賃借の状況が分かる書類は作成していない、とのことですが、そのことを証明する書類の提出がありません。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号37番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続</p>

しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で区長の排水放流同意書が添付されています。資金計画については、金融機関の事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号38番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、以前から田んぼとして耕作していたところ、地盤が軟弱で維持管理が難しいとのことから、農地改良工事をして耕作及び維持管理しやすくするため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後は引き続き稲作を行う計画です。案内図は11頁、詳細図は12頁から15頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。

次に、議案書3頁、申請番号39番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。隣接する宅地102.97㎡と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の審査仮承認結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号40番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和3年10月21日公告、目的は自己専用住宅の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で



す。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の仮審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号41番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。隣接する宅地96.03㎡と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置は今のところ確認できません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に放流する計画で、現在区域外放流許可書を申請中です。資金計画については、金融機関の審査仮承認結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号42番。使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、道路からの雨水の流入を防ぎ、農機具の搬入を容易にして効率よい農作業を行うため、この度の申請に至ったものです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。改良後は、引き続き稲作を行う計画ですが、耕作土が22センチしか確保されていないため、この案件は県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」の第4、許可事案1、審査留意事項の(2)「表土には農作物の生育に適した耕作土を、原則として60センチ以上確保すること」によれば不適正な事案と考えております。案内図は23頁、詳細図は24頁、25頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

議長

次に、申請番号38番及び42番について議席番号3番、市川大倫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号38番、42番について一括して報告いたします。令和4年6月14日に上原農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員及び私の4名で、申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請番号38番の申請地はいつでも作付けができるよう管理されておりました。次に、申請番号42番の申請地は稲作が行われており、それぞれの、その他の申請農地についても稲作が行われるなど、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、現地の現在の状況については問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号41番について、事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号41番について報告いたします。小川推進委員より、令和4年6月14日に小川職務代理、川鍋農業委員、石川推進委員の4名で、申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地には花木、果樹が植えられ、庭のような管理がされておりました。また保有農地の一部にはガレージが建っていることを確認しました。このようなことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかつたため問題あり、との報告がありました。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号5番、萩原勝委員より申請番号35番から37番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>まず、申請番号35番及び37番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号36番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、事務局からの説明にもありまして、現在使用している資材置場は申請法人代表の妻が所有する土地なので、賃借の状況が分かる書類は作成していない、とのことですが、そのことを証明する書類の提出がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、現状の資材置場の状況を確認した上で、当該案件の必要性を十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により、</p>

この条件を付して許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号6番、池上茂委員より申請番号38番から42番の事前審査の報告を求めます。

委員

先ず、申請番号38番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号39番、40番について一括して事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号41番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は果樹、花木が植えられており、庭のような管理であったこと、また保有農地の一部にはガレージが建っていることを確認したので問題あり、と報告がありました。事前審査の現地調査において申請地を確認したところ、担当地区推進委員の報告のとおり、果樹、花木が植えられ、芝生が張られており、農地とは確認できない状況でした。また、申請人保有農地には担当地区推進委員の報告のとおりガレージが建っていることも確認され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。このようなことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号42番について事前審査の報告をします。事前審査の現地調査において、申請地を確認したところ、水稻が作付けられており、現状は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。ところが農地改良の計画書では、事務局の説明にもありましたとおり、県の農地改良の要綱で定められた「表土には農作物の生育に適した耕作土を、原則60センチ以上確保すること」が遵守されておりません。このようなことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号41番、42番について事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号36番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、申請番号41番、42番、次に申請番号36番、次に申請番号35番、37番から40番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号41番、42番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号41番、42番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。申請番号42番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。

次に、申請番号36番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号36番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号35番、37番から40番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号35番、37番から40番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長	次に日程 3、議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号 10 番から 13 番について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明について申請が 4 件ありましたので審議を求めます。議案書 5 頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>申請番号 10 番と 11 番は申請者が 2 分の 1 ずつの共有持ち分なので、併せて説明いたします。詳細は議案書のとおり。案内図は 26 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請番号 10 番の申請者が経営主で年間従事日数は 100 日です。</p> <p>次に、議案書 6 頁、申請番号 12 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 27 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者の夫が経営主で年間従事日数は 240 日です。</p> <p>次に、議案書 8 頁、申請番号 13 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 28 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 200 日です。</p>
議長	次に、申請番号 10 番、11 番について、議席番号 16 番、高橋公彦委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号 10 番、11 番について、一括して報告いたします。令和 4 年 6 月 13 日に、齋藤会長、飯島農業委員、濱野推進委員、遠藤推進委員及び私の 5 名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします
議長	次に、申請番号 12 番について、議席番号 13 番、山崎勇喜委員より担当

	推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号12番について報告いたします。令和4年6月13日に、鈴木農業委員、朝倉推進委員、根本推進委員、事務局職員及び私の5名で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします
議長	次に、申請番号13番について、議席番号18番、栗原健次委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号13番について報告いたします。令和4年6月9日に、萩原農業委員、岡田推進委員、中田推進委員及び私の4名で、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告といたします
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号10番から13番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号10番から13番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号10番から13番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号10番から13番について証明書を発行することと決しました。

議長	次に日程４、議案第４号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第４号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書１０頁をご覧ください。これは利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により決定を求められたので、審議を求めるものです。５月２５日に農業委員に説明し、６月７日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。よって議案書１１頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第４号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第４号、春日部市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。
議長	次に日程５、議案第５号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第５号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定」について、議案書２４頁をご覧ください。これは令和４年２月２日付けの国通知により、市町村が定める農地の集積に関する目標を、国が定めた目標８０％、または都道府県が定めた目標を設定することになったため、本市では埼玉県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げるシェアの目標５０％に合わせて設定することとし、５０％に修正するものです。５月２５日に農業委員に説明し、６月７日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。よって、議案書２５頁から２６頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第5号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について原案のとおり決定いたします。
議長	次に日程6、議案第6号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案書27頁をご覧ください。これは、農業委員会等に関する法律第37条で定める農業委員会における事務の実施状況について、情報を公表するため、この内容について決定してよいか審議を求めるものです。先月25日に開催した全員協議会で事務局案を説明しましたが内容を精査し、見直した箇所がございます。見直した箇所はお示しのとおりでございますが、先月お示しした案についても6月7日まで意見の聴取を依頼し、意見はありませんでした。よって、議案書28頁から35頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第6号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について原案のとおり決定いたします。



議長	次に日程 7、議案第 7 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、議案書 36 頁をご覧ください。これは、農業委員会等に関する法律第 37 条で定める農業委員会における事務の実施状況について、情報を公表するため、この内容について決定してよいか、審議を求めるものです。先月 25 日に開催した全員協議会で事務局案を説明しましたが内容を精査し、見直した箇所がございます。見直した箇所はお示しのとおりでございますが、先月お示した案についても 6 月 7 日まで意見の聴取を依頼し、意見はありませんでした。よって、議案書 37 頁から 39 頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 7 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)
議長	起立全員です。よって議案第 7 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について原案のとおり決定いたします。
議長	次に、 日程 8 報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動) 日程 9 報告第 2 号、農地法第 4 条 (届出) 日程 10 報告第 3 号、農地法第 5 条 (届出) 日程 11 報告第 4 号、違反転用事案報告 につきましては議案書の 40 頁から 52 頁にお示しのとおりです。
議長	以上で議案は終了しました。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2022年第6回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時19分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番